

FAX 28・6148
問 議事調査課 28・6048

3/ 1 (火) 10:00 ~	本会議 (初日)
3/ 8 (火) 10:00 ~	本会議 (代表質問)
3/ 9 (水) 10:00 ~	本会議 (一般質問)
3/10 (木) 10:00 ~	本会議 (一般質問)
3/11 (金) 10:00 ~	本会議 (一般質問)
3/14 (月) 9:30 ~	常任委員会 (総務市民)
3/15 (火) 9:30 ~	常任委員会 (教育厚生)
3/16 (水) 9:30 ~	常任委員会 (産業建設)
3/23 (水) 10:00 ~	本会議 (最終日)

令和4年第1回四国中央市議会定例会は、次の日程で開催予定です。
なお、日程は変更される場合があります。市ホームページや議事調査課でご確認ください。

市議会3月定例会

お知らせ

日…日時
場…場所
内…内容
対…対象者
定…定員
持…持参品
募…募集期限・期間
申…申込方法・申込先
問…問い合わせ先
FAX…ファクス番号
Eメール
講…講師
備…ほかの情報
円…参加費

ごみ収集お休み

全ての日曜日と下記の日

5/7 (土)、8/15 (月)、8/16 (火)
10/14 (金)、10/15 (土)、10/22 (土)
12/31 (土) ~ 令和5年1月3日 (火)

※ 10/14 (金)、10/15 (土) は、三島地区のみ収集を行います

令和4年度のごみ収集・
クリーンセンター休業日

粗大ごみの処分方法

○クリーンセンターに持ち込む

月曜日から土曜日 (8時~15時30分)
※左記の日曜日 (8時30分~12時) に
限り、粗大ごみの持ち込みが可能
4月3日、5月29日、7月31日、9月
25日、11月27日、令和5年1月29日、
令和5年3月26日

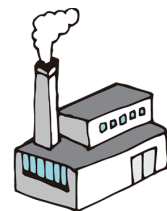
※家庭から出る粗大ごみ以外は、受け
入れできません

○市有料戸別収集サービスを利用する
○正式な認可を受けている業者に依頼
する

ごみの分別方法などについてはホーム
ページに掲載の「ごみの出し方・分
け方 保存版」をご確認ください。



問 生活環境課 28・6015
ごみ減量推進係
FAX 28・6059



クリーンセンター休業日

全ての日曜日と下記の日

12/31 (土) ~ 令和5年1月3日 (火)

セアカゴケグモ (特定外来生物)
を見つけても触らないで!

市内でセアカゴケグモが1匹確認さ
れました。有毒のクモなので見つけて
も触らないようにしてください。
※詳しくは、市ホームページをご覧ください



発見された
セアカゴケグモ



問 生活環境課 28・6145
環境保全係
FAX 28・6059

後期高齢者窓口負担割合 コールセンターの開設

後期高齢者の医療費窓口負担の見直
しにより令和4年10月1日から新たに
「2割」負担の枠が新設されます。こ
のことに伴っては、国が制度改正の趣
旨などの質問を受け付けるコールセン
ターを開設していますのでご利用くだ
さい。

なお、同センターは、令和4年3月
末までの開設予定となっています。

問 後期高齢者窓口負担割合コールセン
ター 0120・0002・719

※受付時間 9時~18時 (日・祝日除く)

市民窓口センターを日曜日に臨時開庁します!!

3月末から4月の初めにかけては、異動の多い時期です。平日に仕事などで市役所に来られない方のために、次の要領で日曜日の開庁を行います。

日 3月27日(日)・4月3日(日)

8時30分～17時15分

場 市民窓口センター

可能な手続き

○転入・転出・転居などの住民異動届の受け付け(マイナンバーカードなどに関しては、一部の手続きが後日になります)

○住民の異動に伴う国民健康保険・国民年金の手続き(一部)

○住民票・戸籍・印鑑登録証明書・税証明書など各種証明書の交付

問 市民窓口センター 28・6013
FAX 28・6128

マイナンバーカードが日曜日に受け取れます(完全予約制)

交付場所は、市役所1階の市民窓口センターのみで、交付日の4日前までに予約が必要です。市役所から届くはがき「個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書兼照会書」を用意し、お近くの窓口センターへ電話などでご予約のうえ、お越しくください。

交付日 3月27日(日)

予約締切日 3月23日(水)

交付日 4月3日(日)

予約締切日 3月30日(水)

交付場所 市民窓口センター
(三島宮川4・6・55)

交付時間 8時30分～17時

予約申込及び問い合わせ先

市民窓口センター

28・6013 FAX 28・6128

川之江窓口センター

28・6181 FAX 28・6245

土居窓口センター

28・6320 FAX 28・6391

新宮窓口センター

28・6402 FAX 28・6405

お得な国民年金の前納制度をご利用ください

令和4年度の国民年金保険料は、月額1万6590円です。国民年金保険料は一定期間分を前払い(前納)すると、保険料が割り引きされます。現金で納付する場合、1年前納や6か月前納の納付書は、4月上旬に日本年金機構から送られてきますので、金融機関などでお支払いください。なお、2年前納のみ、申し込みをしてから納付書が送付されます。

また、口座振替やクレジットカード納付での前納を希望する場合は、事前に申し込みが必要です。

現金で納付する場合の前納額と割引額

○2年前納

前納額：38万2780円

割引額：1万4540円

○1年前納

前納額：19万5550円

割引額：3530円

○6か月前納

前納額：9万8730円

割引額：810円

※納付方法などによって割引額は異なります。詳しくは、お問い合わせください

問 新居浜年金事務所

0897・35・1300

市民窓口センター(年金担当)

28・6018 FAX 28・6128

納税は安全で便利、納め忘れない口座振替をご利用ください

4月から、令和4年度分の市税の納税通知書が順次お手元に届きます。市税の納付は、安全で便利、納め忘れない口座振替をご利用ください。

対象市税

市県民税(普通徴収分)、固定資産税、軽自動車税(種別割)※継続検査用納税証明書は6月に送付予定

口座振替を希望される方へ

市内の下記金融機関窓口へ預金通帳と届出印を持参してお申し込みいただくか、パソコンやスマートフォンからお申し込みができる「ネット口座振替

受付サービス」をご利用ください。

なお、振り替えを希望される納期の1か月前までにお申し込みください。

※固定資産税第1期分からの振り替えを希望される場合は、3月中にお申し込みください。ただし、金融機関から市への依頼書到着に日数がかかるため、3月下旬にお申し込みされた場合、

窓口納付用の納税通知書が届く場合がありますので、お早めにお申し込みください。

なお、既に口座登録されている方で、登録内容の変更希望がある場合も同様の取り扱いになりますのでご注意ください

※「ネット口座振替受付サービス」については、非対応の金融機関もあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください

取扱金融機関

取扱金融機関

伊予銀行、愛媛銀行、香川銀行、四国銀行、中国銀行、百十四銀行、広島銀行、愛媛信用金庫、川之江信用金庫、観音寺信用金庫、東予信用金庫、四国労働金庫、うま農業協同組合、うちよ銀行(郵便局)、愛媛県信用漁業協同組合連合会

市税の一括納付が困難な方へ

やむを得ない事情により納期限までに納付できない場合には猶予制度があります。お電話かご来庁のうえ、ご相談ください。

問 税務課 収納係 28・6011
FAX 28・6058



**原付・小型特殊・二輪・軽四輪の
廃車手続きは3月中にしましょう**

軽自動車税（種別割）は4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車などを廃車または譲渡したり、所有者の住所を変更したりしたときは、左記の窓口で手続きを行ってください。

原動機付自転車（125cc以下の二輪）
小型特殊自動車

（農耕用・その他フォークリフトなど）

申各窓口センター

問 税務課 諸税係 28・6010

FAX 28・6058

自動二輪・軽二輪

（125ccを超える二輪）

申 愛媛運輸支局

050・5540・2076

FAX 089・969・0556

軽四輪

申 軽自動車検査協会愛媛事務所

050・3816・3124

FAX 089・905・9782

**土地・家屋の価格帳簿が
縦覧できます**

土地や家屋にかかる固定資産税の納税者などは、下記の日程で、その価格などを記した帳簿を縦覧できます。

日 4月1日（金）～5月2日（月）

8時30分～17時15分

※土・日・祝日を除く

場 税務課固定資産税係・各窓口センター

※令和4年度の固定資産税納税通知書は、4月中旬ごろ発送の予定で、第1期の納期限は5月2日（月）です

問 税務課 固定資産税係

28・6205 FAX 28・6058

**令和3年3月31日以前に本市
中学校を卒業したみなさんへ**

在学中に貸与したGoogle Workspaceのアカウントは、卒業後も利用できるようにしていましたが、高等学校などでのICT環境整備が十分進んだこともあり、4月30日（土）をもって利用権限を停止させていただきます。現在、本市のアカウントを引き続き使用している方は、進学先または個人のアカウントへデータの移行をお願いします。

問 学校教育課 28・6045

FAX 28・6060

**「天気に関する問い合わせ」
対応時間変更のお知らせ**

4月1日から、松山地方気象台の「天気に関する問い合わせ」の対応時間が変わります。

変更後 平日8時30分～17時15分

※詳しくは松山地方気象台のホームページをご覧ください



天気に関する問い合わせ

089・941・0012

天気予報と気象観測データ（自動音声）

089・947・8249

問 松山地方気象台

089・941・6293

**3月1日～3月7日は春季全国
火災予防運動実施期間です**

火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、一人ひとりが防火意識を高め、火災を起こさないようにしましょう。

令和3年度全国防火統一標語

おうち時間 家族で点検 火の始末

防火ポスター展示

市内小学4年生を対象に募集した防火ポスターの優秀作品を展示

日 3月7日（月）まで

場 フジグラン川之江1階 展示場

日 3月8日（火）～3月12日（土）

場 市役所市民交流棟1階

問 予防課 28・6937

FAX 23・6614

**このまちで共に考える
「男女共同参画」**

川之江高校演劇部によるショートムービーや男女共同参画について語るトークムービーを、3月2日（水）から、コスモステレビ、市公式YouTubeチャンネルで放映しますので、ぜひご覧ください。

主催 四国中央市、四国中央市男女共同参画推進ネットワーク会議TOMO
協力 四国中央テレビ



四国中央テレビ
ホームページ



市公式 YouTube
チャンネル



問 地域振興課 28・6014

FAX 28・6057



災害対策用トイレ



ブルーシート

自主防災組織防災資機材整備

西寒川自治会

問 地域振興課 市民活動推進係
28・6014
FAX 28・6057



かき棒、鼻管、横木の整備



太鼓台の唐木類新調

コミュニティ備品整備

長田地区自治会

小林会

(一財) 自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動の充実・強化や、安全な地域づくりと共生のまちづくりなどに対して助成を行い、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業を行っています。
この助成を受けて整備した内容は、左記のとおりです。

宝くじ助成でコミュニティ備品を整備

長田地区自主防災会



防災機材倉庫、メガホン、二つ折り担架、折り畳み梯子、LEDライト、一輪車、発電機、テントなど

問 防災まちづくり推進課
28・6934
FAX 28・6057

年度末の労働災害にご注意を！

新居浜労働基準監督署管内の労働災害は、令和元年から2年連続で急増しており、特に転倒災害や無理な動作による腰痛などの発生が顕著です。

日常の作業の中で、動作や意識を少しだけ変えることで防ぐことができるものもあります。年度末にかけて、これまで以上に一人ひとりの意識と行動変容をお願いします。
※労働災害防止対策に係る相談は、左記までご連絡ください

問 新居浜労働基準監督署
0897・38・2790

令和4年度 みしま・川之江幼児クラブの会員を募集します

内遊びを通して親子のふれあいを深め、会員の親睦を図ることを目的として、幼児クラブを開設しています。幼児クラブは自主運営のため会費が必要です。

(各クラブ共通)

歌遊び、リズム遊び、集団遊び、育児講座ほか年間各種行事(七夕、クリスマス会など)

○みしま幼児クラブ

♪もも組

(年少クラス 1～2歳くらい)

日 4/13(水) から毎週水曜日 10:00～11:00

♪たんぽぽ組

(年長クラス 2～4歳くらい)

日 4/15(金) から毎週金曜日 10:00～11:00

場 みしま児童センター 多目的ホール
(三島中央 2-1-18)

定 各20組程度

円 1組年間3,000円

申込日 4/1(金) 10:00～11:00

※申し込みは来館のみ受け付けます

申問 子育て支援センター(みしま児童センター内)
28-6055、28-6155 FAX 28-6072

○川之江幼児クラブ

♪ひよこクラブ(1歳児)

(令和2年4月～令和3年3月生まれ)

日 4/22(金) から月1～2回程度の金曜日
9:30～10:20 または 10:30～11:20

♪うさぎクラブ(2～3歳児)

(平成30年4月～令和2年3月生まれ)

日 4/20(水) から月1～2回程度の水曜日
9:30～10:20 または 10:30～11:20

場 川之江ふれあい交流センター1階 遊戯室
(川之江町 4069-1)

定 各時間10組

円 1組年間3,000円

申込日 4/4(月) 9:00～4/10(日) 17:00

※申込フォーム(二次元コード)から受け付けます

申問 川之江ふれあい交流センター 28-6247(ファクス兼)
※4月以降は、左記子育て支援センターへお問い合わせください



募集

音楽劇の出演者募集！

「この街でーあなたと一緒にー」

～恋し、結婚し、母になったこの街で、おばあちゃんになりたい～

公演日 8月26日（金）～28日（日）

場 しこちゅーホール（市民文化ホール）

稽古 市内の公共施設で7月初旬開始

金・土・日・祝日、夏休み中は平日追加（学業優先）

対 本市・観音寺市・三好市・新居浜市在住の小学生から75歳くらいまで

定 30名程度

募 4月30日（土）まで ※5月中旬面接

申 履歴書、写真（顔・全身）を郵送

円 無料。公演の際には、10名程度の動員協力をお願いします。

演出 田辺国武さん（座・東京みかん）

申 問しこちゅーみかん事務局

080・6696・3553（田辺）

〒799・0405

三島中央5・13・38（池北方）

会計年度任用職員募集

職種

保育士・給食調理員・教育支援員・幼稚園バス運転手・療育等指導員・太陽の家庭生活支援員・介護予防支援業務・訪問調査員など

※詳しくは、ホームページをご覧ください

採用予定日

面接手続き後の月始め1日からとなります。4月1日採用を希望される方も、ぜひご応募ください。

提出書類

履歴書（写真付）及び資格証などの写しを郵送または持参により提出してください。

※勤務時間、給与、その他の手当など、詳しくは、お問い合わせください

問 人事課 28・6004

〒799・0497

三島宮川4・6・55

FAX 28・6056



埋蔵文化財発掘作業員登録者募集

ご応募頂いた方を登録し、埋蔵文化財発掘調査の計画が具体的に決定した際に、必要に応じて選考し雇用します。

要件 健康で屋外作業に従事できる方

勤務地 市内埋蔵文化財発掘調査現場

勤務日 原則として月々金曜日

勤務時間 9時～16時（休憩60分）

賃金 時給1030円

応募開始 3月7日（月）～

※登録申込書及び要項は、文化・スポーツ振興課に備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます

申 問文化・スポーツ振興課

28・6043 **FAX** 28・6060

あったかなまちづくり活動支援事業募集

市民活動団体が市内を活動拠点として取り組む、公益的なまちづくり活動を募集します。

■事業コース

みんなで取り組む、あったかしこちゅーまちづくりコース（上限40万円）

補助対象経費の7割以内

対市内全体に広く情報を提供し、市民が自由に参加できる事業

やつてみよう！まちづくりコース（上限10万円）

補助対象経費の5割以内

対設立から10年程度の活動歴が短い団体による、まちづくり事業

※公民館区域程度の小規模な事業も対象

募 4月1日（金）～5月9日（月）17時15分まで

申 地域振興課に備え付けている補助金交付要望書に必要事項を記入し、持参してください。補助金交付要望書は、市ホームページからもダウンロードできます。

※要望書の実施内容欄には、新型コロナウイルス感染症予防対策についても記載してください

※詳しくは、お問い合わせください

申 問地域振興課 28・6014

FAX 28・6057



あったかなまちづくり活動支援事業審査会委員募集

補助対象となるまちづくり活動を審査していただきます。

任期 委嘱の日々令和5年3月31日

※審査会は年2～3回開催

応募要件

○市内在住・在勤・在学で20歳以上の方

○本市の職員を含む行政機関の職員または市議会議員でない方

○本市の合計4以上の審議会などの委員でない方

定 1名程度

募 3月25日（金）まで

申 住所、氏名、年齢、性別、電話番号、応募動機やまちづくり活動歴（ボランティア活動など）を明記し、郵便・ファクス・Eメールのいずれかで応募してください（様式自由）。

選考方法

書類選考（結果は応募者全員に通知します。応募書類は返却しません）

申 問地域振興課 28・6014

〒799・0497

三島宮川4・6・55

FAX 28・6057

✉ matidukuri@city.shikokuchuo.ehime.jp

図書館協議会委員募集

図書館運営について、広く市民の方々からご意見などを頂くため、図書館協議会委員を公募します。

任期

委嘱の日より令和6年3月31日

※会議は年1〜2回程度開催予定

応募要件

○市内在住・在勤・在学で20歳以上の方
○本市の職員を含む行政関係の職員または市議会議員でない方
○本市の合計4以上の審議会などの委員でない方

○図書館運営や読書推進活動などに関心のある方

定2名

募3月23日（水）まで

○住所、氏名、年齢、性別、電話番号、応募の動機を明記し、郵便・ファクス・Eメールのいずれかで応募してください（様式自由）。

選考方法

書類選考（結果は応募者全員に通知します。応募書類は返却しません）

申請 文化・スポーツ振興課

28・6043

〒799・0497

三島宮川4・6・55

FAX 28・6060

■ bunka@city.shikokuchuo.ehime.jp

少年育成センター運営協議会委員募集

少年の健全育成や非行防止に努める少年育成センターを適正かつ円滑に運営するため、少年育成センター運営協議会委員を公募します。

任期 委嘱の日より令和6年3月31日

※会議は年1回程度開催予定

応募要件

○市内在住・在勤・在学で20歳以上の方
○本市の職員を含む行政関係の職員または市議会議員でない方
○本市の合計4以上の審議会などの委員でない方

○少年健全育成団体などに所属し、活動している方、または活動していた方

定2名

募3月23日（水）まで

○住所、氏名、年齢、性別、電話番号、応募の動機、活動経験を明記し、郵便・ファクス・Eメールのいずれかで応募してください（様式自由）。

選考方法

書類選考（結果は応募者全員に通知します。応募書類は返却しません）

申請 学校教育課 少年育成センター

28・6064

〒799・0411

下柏町749・2

FAX 28・6195

■ ikusei@city.shikokuchuo.ehime.jp

市民農園の利用者募集

市民の皆さまに野菜や草花などを栽培して頂き、自然とのふれあいを通じて農業に対する理解を深めて頂くため、市では中曽根町（三島東中学校西隣り）に市民農園を開設しています。なお、申込者多数の場合は抽選になります。

※駐車場、水道はありません

利用目的

家庭菜園

利用資格

草取りなど適正な管理と継続して栽培を行える方

募集区画 5区画（1区画約20㎡）

募3月18日（金）17時まで

問 農業振興課 28・6323

FAX 28・6126

要約筆記者（パソコン要約筆記）養成講座受講生募集

日4月13日〜令和5年2月22日の原則毎週水曜日（全42回）19時〜21時
場福祉会館1階 ボランティア室
対要約筆記活動及び聴覚障がい者支援に関心があり、パソコンで文字入力ができる方

定20名 ※要事前申し込み

募4月4日（月）まで

円 無料（別途テキスト代）

講 原田佳代さん（NPO法人フラインサポート・パピエ）

※最低募集人数は4名で、それに満たない場合は中止することがあります

※募集要項は生活福祉課及び川之江・土居・新宮福祉窓口に備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます

申請 生活福祉課 28・6023

FAX 28・6172

■ seikatsuhukushi@city.shikokuchuo.ehime.jp

手話奉仕員養成講座受講生募集

日4月9日〜令和5年3月4日の原則毎週土曜日（全43回）19時〜21時
場福祉会館1階 ボランティア室
対手話通訳活動及び聴覚障がい者支援に関心がある方

定20名 ※要事前申し込み

募4月1日（金）まで

円 無料（別途テキスト代）

講 県聴覚障害者協会など

※最低募集人数は5名で、それに満たない場合は中止することがあります

※募集要項は生活福祉課及び川之江・土居・新宮福祉窓口に備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます

申請 生活福祉課 28・6023

FAX 28・6172

■ seikatsuhukushi@city.shikokuchuo.ehime.jp



障がいのある方へ 相談・支援事業

内容	日時	場所	問い合わせ先
県委託療育等支援事業 (相談・講師派遣など)	随時(土・日曜日を 除く)	支援の必要な方や家族が 関わる保育園・幼稚園・ 学校・事業所など	澄心そうだんさぽーと 22-3311(鈴木) FAX 22-3347
障がい者の就労相談・支援、 事業所からの雇用相談 ※来所による相談は要予約	月～金曜日 9:00～17:30	三島宮川 2-4-2 (場所を変更しています のでご注意ください)	ジョブあしすと UMA 23-6558 FAX 22-4558 ✉ jobassist@lagoon.ocn.ne.jp

障がいのある子どもと大人のた
めの四国中央市福祉なんでも相
談会(相談無料)

障がいがある、もしくはあるかもし
れないというご本人・ご家族など、ど
なたでも相談できます。

日 3月21日(月・祝) 13時～15時
場しこちゅーホール

※詳細は、市ホームページ
をご覧ください、お問い
合わせください

申請生活福祉課 28・6023
FAX 28・6172



障がい者の移動支援チケット

今年度の障がい者の移動支援チケッ
ト「しこちゅーおでかけチケット」(水
色)の有効期限は3月31日(木)まで
となっています。お気を付けください。
来年度の申請は4月1日(金)から
受け付けます。詳しくは、広報4月号
に掲載しますのでご確認ください。

問生活福祉課 28・6023
FAX 28・6172



相談

クロスボウ(通称:ボウガン)
所持禁止になります!!



銃刀法が改正され、クロスボウの所持が、原則禁止・許可制となります(施行日:令和4年3月15日)。
改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)。
施行後6か月以内に措置を講ずれば罪に問われませんので、
クロスボウを所持している場合は、警察署に連絡してください。 四国中央警察署 ☎ 24-0110



認知症の方やそのご家族の方へ
本人ミーティング(要予約・無料)

本人ミーティングとは、認知症の本
人が集い、自らの体験などを語り合う
ことで暮らしやすい地域のあり方を考
える場です。ご家族同士で情報交換が
できる場もありますので、お気軽にご
参加ください。

日 3月15日(火) 10時～11時30分
場 市役所市民交流棟2階 会議室
定 15名程度
募 3月14日(月)まで
申問 高齢介護課 地域包括支援センター
28・6147 FAX 28・6059

もの忘れ相談(要予約・無料)

日 3月16日(水) 13時30分～14時30分
場 川之江窓口センター
内 一人30分程度で2名まで
相談医師 宮内昭二さん(宮内メンタ
ルクリニック医師)
※既に専門医を受診されている場合は
対象外
※ご家族のみでの相談も可能
申問 高齢介護課 地域包括支援センター
28・6147 FAX 28・6059

3月の相談日程

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、状況により、相談日が変更または中止となる場合があります。事前に電話でお問い合わせください。

法律相談 ※相談日前日 17:00 までに要予約（土・日・祝日は予約不可）		
3/ 1（火） 13:00～16:00	川之江文化センター1階	市民くらしの相談課 28-6143 FAX 28-6149
3/10（木） 9:00～12:00	市役所1階 102会議室	
3/15（火） 13:00～16:00	川之江文化センター1階	
3/18（金） 9:00～12:00	市役所1階 102会議室	
3/23（水） 13:30～15:30	土居窓口センター1階	
4/ 8（金） 9:00～12:00	市役所1階 102会議室	
4/19（火） 13:00～16:00	川之江文化センター1階	
4/20（水） 9:00～12:00	市役所1階 102会議室	
4/27（水） 13:30～15:30	土居窓口センター1階	

司法書士相談 ※相談日前日 17:00 までに要予約（土・日・祝日は予約不可）		
3/ 4（金） 9:00～12:00	市役所1階 102会議室	市民くらしの相談課 28-6143 FAX 28-6149
3/ 9（水） 13:00～16:00	川之江文化センター1階	
3/16（水） 13:00～16:00	土居窓口センター1階	
4/ 5（火） 9:00～12:00	市役所1階 102会議室	
4/13（水） 13:00～16:00	川之江文化センター1階	

人権相談		
3/22（火） 10:00～12:00	土居福祉センター1階	人権施策課 28-6073 FAX 28-6057
4/ 4（月） 13:00～15:00	川之江文化センター4階	
4/12（火） 10:00～12:00	新宮公民館1階 研修室	
年中（土・日・祝日を除く） 8:30～17:15	松山地方法務局四国中央支局 23-2407 FAX 23-2496	

年金出張相談 ※要予約		
3/11（金） 10:00～14:30 受付	川之江文化センター4階	新居浜 年金事務所 0897-35-1445
3/25（金） 10:00～14:30 受付		
4/ 8（金） 10:00～14:30 受付		
4/22（金） 10:00～14:30 受付		

行政相談		
3/10（木） 10:00～12:00	新宮公民館1階 研修室	総務調整課 28-6002 FAX 28-6056
3/14（月） 10:00～12:00	土居窓口センター1階	
3/15（火） 13:30～15:30	川之江文化センター2階	
3/28（月） 10:00～12:00	市役所1階 102会議室	
4/11（月） 10:00～12:00	土居窓口センター1階	
4/12（火） 10:00～12:00	新宮公民館1階 研修室	
4/19（火） 13:30～15:30	川之江文化センター2階	
4/25（月） 10:00～12:00	市役所1階 102会議室	

一般・消費・DV相談（相談窓口）		
3/ 1（火） 9:30～11:30	新宮公民館1階 研修室	市民くらしの相談課 28-6143 FAX 28-6149
3/ 8（火） 9:30～11:30	土居窓口センター1階	
3/10（木） 9:30～11:30	川之江文化センター1階	
4/ 5（火） 9:30～11:30	新宮公民館1階 研修室	
4/12（火） 9:30～11:30	土居窓口センター1階	
4/19（火） 9:30～11:30	川之江文化センター1階	
年中（土・日・祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15	市民くらしの相談課	

暴力団相談		
年中（土・日・祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15	愛媛県暴力追放推進センター 089-932-1893 FAX 089-932-8930	

認知症の語らい（無料）

日 3/18（金） 13:30～15:00
（原則毎月第3金曜日に開催）

場 中之庄公民館 会議室2

内 参加者同士の交流・情報交換、
医療・福祉職による勉強会など

申 認知症の人と家族の会愛媛県支部
080-3740-0697（大澤）

不動産無料相談（予約制）

日 3/10（木）・4/14（木）
13:00～17:00

場 宇摩建設会館3階（三島宮川）

申 相談日前日までの13時～17時
に電話予約（土・日曜日を除く）

申 問 愛媛県宅地建物取引業協会
四国中央地区連絡協議会
24-2235 FAX 24-2236

無料特許・商標相談（予約制）

日 3/7（月）・4/4（月）
13:00～16:00

場 四国中央商工会議所
（金生町下分 789-1）

申 相談日の5日前までに電話予約

申 問 四国中央商工会議所
特許相談係 58-3530
FAX 58-6294

東予若者サポートステーション 出張相談（無料・要予約）

日 3/7（月）・3/14（月）・4/4（月）
13:00～17:00

場 ハローワーク四国中央1階相談室
対 就職にお悩みの15歳～49歳の方
またはその保護者

定 一人1時間の相談で1日4名まで
申 問 東予若者サポートステーション
0897-32-2181 FAX 0897-32-2182
（新居浜市繁本町 8-65）

今月の納期

国民健康保険料 9期分
後期高齢者医療保険料 9期分
保育所・認定こども園使用料 3月分
放課後児童クラブ負担金 3月分
市営住宅使用料 3月分
市営住宅駐車場使用料 3月分
※納期限 3月31日（木）

水道料金 2月分
下水道使用料 2月分
※納期限 3月10日（木）

新型コロナウイルスと差別

新型コロナウイルスの流行により、あなただけでなく、誰もが不安やストレスを抱えています。新型コロナウイルス感染症は誰がかかってもおかしくない病気であり、ワクチンを接種したくてもできない人がいることを理解してください。そして偏見にとらわれず、思いやりのある行動を心掛けましょう。差別や偏見、いじめはどのような理由があっても決して許されない行為です。

なぜ差別が起こるのか

新型コロナウイルスがもたらすものは感染症という病気だけではありません。このウイルスには「病気」「不安と恐れ」「嫌悪・偏見・差別」という3つの顔があります。この3つの顔が負の連鎖で繋がっていることから「3つの感染症」とも呼ばれています。

ウイルスがもたらす第1の感染症は、「病気」そのものです。このウイルスは、感染者との接触でうつり、感染すると風邪症状や重症化して肺炎を引き起こすことがあります。

ウイルスがもたらす第2の感染症は、「不安と恐れ」です。このウイルスは見えます。分からないことが多いため、私たちは強い不安や恐れを感じ、振りまわされてしまうことがあります。それらは私たちの心の中で膨らみ、気付け力・聴く力・自

分を支える力を弱め、瞬く間に人から人へ伝染していきます。

ウイルスがもたらす第3の感染症は、「嫌悪・偏見・差別」です。未知のウイルスで分からないことが多いため「不安」が生まれ、人間の生き延びようとする本能によりウイルス感染に関わる人を遠ざけます。

そして差別を受けるのが怖くて熱や咳があっても受診をためらい、結果として病気の拡散を招きます。

差別を無くすために

コロナ差別だけでなく、部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見は圧倒的な情報不足が原因となっており起ります。差別に気付いたときに、「それは、差別ですよ」と言える人であるためにも人権・同和教育の学びを重ね続けることが大切です。

人権問題でお困りの方は、お近くの法務局または人権擁護委員へご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

みんなの人権110番

0570・0003・110

子どもの人権110番

0120・0007・110

女性の人権ホットライン

0570・070・810

インターネット人権相談

受付窓口



～みんなで広げよう、シトラスリボンプロジェクト。～



Citrus
Ribbon
PROJECT

シトラスリボンプロジェクトは、「地域」、「家庭」、「学校・職場」を表す三つの輪をしっかりと結んだリボンを身に着けることで、「私は、コロナ差別をしません」という意思を示す活動です。本市もこの活動に賛同し、隣保館などの公共施設でシトラスリボンを配布していますので、ぜひお立ち寄りください。



ちょっと行ってみよう！

公民館 だより



内容
対象者
定員
持参品
募集期限
申込方法・申込先
参加費
講師
問い合わせ先

天満公民館

☎ 28-6360

「第九回天満俳句コンテスト」作品募集！

審査日 3/24 (木)

兼題 「春雨」または「彼岸」、小学生以下は「卒業」または「つくし」

※一人3句まで（様式自由。天満公民館には専用用紙あり）

※優秀な作品は、短冊にしてプレゼント（副賞あり）

募 3/18 (金) まで

提出先 天満公民館

審査員 續木一雄さん、橘句会のみなさん

関川公民館

☎ 28-6363

桜の木のしたで ～花まつりコンサート～

3/27 (日) 13:00～15:00

内「わおん～♪」「真鍋豊平一絃琴保存会」による和楽器の演奏

☎無料

※雨天決行



川之江図書館 28-6256
三島図書館 28-6053
土居図書館 28-6354
おやこ図書館 28-6258

紙のまち図書館

イベント情報

川之江図書館

映画会 (一般向け) ※無料

日 3月17日 (木) 10時〜12時5分

内「マチネの終わりに」(邦画・字幕)

定25名

募 3月10日 (木) 10時〜

おはなし会

川之江図書館

あそびば「だれでも飛ばせる紙飛行機をつくって遊ぼう!」(幼児〜小学生)

日 3月19日 (土) 10時〜

定10名(当日先着順)

えほんとおそぼう(幼児〜小学生)

募 4月2日 (土) 14時〜15時

おやこ図書館

おはなしのポケット(乳幼児〜)

日 3月12日 (土) 14時〜

三島図書館

おはなしのポケット(乳幼児〜)

日 3月10日 (木) 10時30分〜

おはなしのポケット(乳幼児〜)

日 3月10日 (木) 10時30分〜

3月の休館日

川之江・三島図書館
おやこ図書館
毎週月曜日・31 (木)

土居図書館
毎週月曜日
22 (火)・31 (木)

そのほかのおはなし会の日程などは、紙のまち図書館ホームページをご覧ください。各図書館にお問い合わせください!



※土居図書館のおはなし会は、各日定員5組程度(当日申し込み)

おはなし会おさんぽ(幼児〜小学3年生)

日 3月12日 (土) 14時〜

きんこんかんのおはなしかみしばい(幼児〜小学3年生)

日 4月2日 (土) 14時30分〜

土居図書館

土居図書館

ベビードーナツのおはなし会(乳幼児)

日 3月9日 (水) 10時〜

ドーナツのおはなし会(幼児)

日 3月12日 (土) 10時〜

ドーナツのおはなし会(幼児)

日 3月26日 (土) 14時〜

野焼きは法律で禁止されています!

野焼きによる火災も多発しています

■野焼きとは?

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを野焼きと言います。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止されています。

■野焼きはなぜいけないの?

野焼きは、発生する煙の悪臭や洗濯物などへの臭い移りなど、周辺の住民のみならず大変迷惑となります。また、燃焼温度が低いので、燃やすものによってはダイオキシンなどの有害物質も発生し、健康や自然環境に深刻な影響を与えます。

さらに、周辺の住民のみならず火災と間違えて119番に通報するケースや、延焼し火災が発生するケースも起きています。

■野焼きの例外行為はあるの?

○国や地方公共団体が施設管理を行うために必要な場合
○災害の予防、応急対策、復旧のために必要な場合
○風俗慣習上、宗教上の行事を行うために必要な場合
○農業、林業、漁業のためやむを得ず行われる場合(廃ビニールや廃プラスチックなどは禁止)

○たき火その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの(ドラム缶などの使用は禁止)

※右記の場合であっても燃やす量は最小限にとどめてください

※時間帯、周辺の住民、環境などに十分な配慮が必要です
※気象状況により中止をお願いします
※場合があります

※火災と紛らわしい煙が出る場合は消防署へ届出が必要です

■市などの対応は?

通報があった場合は警察、消防、市が現地を確認し、違反している場合には行政指導を行います。直ちに消火をお願いしています。また、例外行為の焼却であっても同様に消火をお願いします。

■罰則はあるの?

野焼きをした個人や法人には、懲役刑若しくは罰金刑または両方が科せられる場合があります。また未遂であっても処罰される場合があります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



問	生活環境課	28・6145
FAX	28・6059	
消	防本部	28・9119
FAX	28・6614	
四	国中央警察署	24・0110